

生活経済事犯対策推進要綱の制定について

平成 20 年 11 月 13 日

栃生環第 1 号

ヤミ金融事犯、資産形成事犯、特定商取引等事犯、食の安全に係る事犯、環境事犯、保健衛生事犯、知的財産権侵害事犯、労働者雇用関係事犯等の生活経済事犯は、国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与えるものであることから、警察において適切かつ積極的に対応するため、以下を主な内容とする「生活経済事犯対策推進要綱」を制定した。

記

1 生活経済事犯対策の目的

生活経済事犯対策は、生活経済事犯に関して、生活安全警察全体の目的である犯罪の発生の予防、被害の拡大防止、ひいては安全で平穏な生活の確保等に資する捜査等の諸対策を推進することを目的とする。

2 推進事項

(1) 国民生活を脅かす悪質な事犯に重点

- 国民の安全・安心を著しく脅かす事犯等に重点を置いた戦略的捜査

(2) 首謀者の検挙に向けた突き上げ捜査の推進

(3) 広域事犯に対応するための合同・共同捜査等の推進

(4) 関係行政機関との連携強化等による事犯の早期把握

- 消費生活センター等との連携強化による事案の早期把握

(5) 迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策の推進

- 早期の事件着手による被害拡大防止
- 警告、預金口座凍結等による違法行為の即時中止

(6) 犯罪被害の発生自体を防止する対策の推進

- 関係行政機関による予防措置を促す働き掛け
- 被害防止のための広報啓発活動
- 他人名義預金口座、他人名義携帯電話、名簿の売買等の取締り

(7) 関係行政機関等との緊密な連携体制の確立

(8) 犯罪収益のはく奪と被害回復の支援の強化

- 犯罪利用預金口座の凍結要請等の励行

(9) 情報の発信や関係行政機関への提言等による同種事犯の再発防止対策の推進

- 警察の情報発信機能、提言機能の強化

(10) 適正捜査の推進

(11) 諸対策を推進するための基盤整備

- 新たな捜査手法の開発

- 実践的教養と人材の計画的育成
- (12) 総合的な対策に対する適切な賞揚